

【取引①】

非課税期間が終了するファンド（2021 年分）を解約する場合（約定日：2025 年内、受渡日：2026 年 1 月以降）

- ・ ファンドを全部解約する場合、2021 年分については課税口座へ払い出された後に解約されることなるため、**損益状況によっては課税される可能性があります。**
- ・ ファンドを一部解約する場合、NISA 口座で管理されているファンドの解約が優先されます。
一部解約するファンド数量が NISA 口座内のファンド数量を超過する場合、その超過分については課税口座へ払い出されたファンド（2021 年分）から解約されることとなり、**損益状況によっては課税される可能性があります。**一部解約するファンド数量が NISA 口座内のファンド数量に満たない場合は、NISA 口座内で管理されているファンドから解約されることとなります。

【事例】ファンドの全部解約

取引内容：投資信託全額（200 万円・NISA 口座分）の解約
(内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し)

申込日：2025年12月29日
約定期：2025年12月30日
受渡日：2026年1月7日

⇒ 200 万円のうち、100 万円分は課税口座へ払い出された後に解約となるため、損益状況によっては課税される可能性があります。非課税期間が終了していない 100 万円分は利益が出ていたとしても非課税となります。

【事例】ファンドの一部解約

取引内容：投資信託 150 万円（NISA 口座分）の解約
(全額 200 万円の内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し)

申込日：2025年12月29日
約定期：2025年12月30日
受渡日：2026年1月7日

⇒ 本件では NISA 口座で管理されている 100 万円分が優先して解約され、残り 50 万円分が課税口座へ払い出された 100 万円分の中から解約されることになり、損益状況によっては課税される可能性があります。

⇒ お客さまの預金口座に入金される解約代金は「非課税として計算された金額」となります。よって、課税されることになった場合、解約に伴う税金金額分を預金口座から引き落としさせていただきます。